

固定資産税の減額

▶資産税課 ☎042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]

□減額要件 次の全ての要件を満たす必要あり ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡[※])

□減額要件 次の全ての要件を満たす必要あり ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③65歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている方、または障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写

真など)と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類

●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]

□減額要件 次の全ての要件を満たす必要あり ①平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

セカンドライフセミナー

「セカンドライフを豊かに生きるための心理学・実践トレーニング～人生の目的を再発見し行動する技術を学ぶ～」

社会や地域に貢献できる活動をしたい、豊かなセカンドライフを過ごしたいと考えている方に向けた、人生の目的を再発見・再確認するきっかけづくりとなる講座です。

時・場 3月29日(月)午前9時30分～11時30分・きらっと

対・定 55歳以上で、市内で活動を検討されている方・30人(申込順)

申 3月25日(木)までに、電話・ファクスで☎へ

問 生涯現役応援窓口 ☎042-455-6490・FAX 042-449-9053

▶地域共生課 ☎042-420-2807

市民公園グラウンドを開放します

自宅で過ごす時間が増え、運動機能の低下や人と人とのコミュニケーション機会の減少などが懸念されています。

市民公園グラウンドを開放しますので、キャッチボールやドリブルなどで体を動かし、感染症対策をしながら、心と体の健康を維持しましょう。

時 ●3月29日(月)・野球遊び

●30日(火)・サッカー遊び

●31日(水)・野球・サッカー遊び[※]

午前9時～午後3時 ※雨天中止

場 市民公園グラウンド

※用具は各自持参

問 総合体育館

☎042-467-3411

▶スポーツ振興課 ☎

042-420-2818



※特に記載のないものは、無料です。
※内容についてのお問い合わせは、各サークルへお願いします。

「みんなの伝言板」(サークル紹介)は、個人情報が含まれているため、削除してあります。

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	(月)～(金) 午前8時30分～午後5時

■専門相談(申込制) ※1枠30分 ※専門家が一緒に解決の糸口を探します。

新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、電話または対面での相談を行っています。なお、今後の状況によって、相談方法の変更や相談休止となる可能性がありますので、最新の情報はお問い合わせください。

□申込開始 3月18日(木)午前8時30分(★印は、3月4日から受付中)

□申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話

※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

問 市民相談室 ☎042-460-9805

内容	相談方法	日時
法律相談	電話・対面	4月2日(金)・8日(木)午前9時～正午
		3月26日(金)・30日(火)、4月6日(火)・7日(水)午後1時30分～4時30分
人権・身の上相談	休止	法務省の電話相談などをご利用ください。 ●みんなの人権110番 ☎0570-003-110 [※]
交通事故相談	電話・対面	★3月23日(火) 午前9時～11時30分
		4月1日(木) 午後1時30分～4時
税務相談	電話・対面	4月1日(木)・14日(水) 午前9時～正午
		4月8日(木) 午後1時30分～4時30分
不動産相談	電話・対面	4月23日(金) 午前9時～正午
		4月7日(水) 午前9時～正午
登記相談	電話	4月15日(木) 午後1時30分～4時30分
		4月15日(木) 午後1時30分～4時30分
表示登記相談	電話・対面	4月15日(木) 午後1時30分～4時30分
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	電話・対面	★4月12日(月) 午後1時30分～4時30分
行政相談	電話	5月12日(水) 午後1時30分～4時30分
相続・遺言・成年後見等相談	電話・対面	★4月9日(金) 午後1時30分～4時30分

休日診療

※健康保険証・診察代をお持ちください。

医科 受診の際は、小児科など診療科目をお問い合わせのうえお出掛けください。

※発熱など、感冒様症状のある方は、お電話でお問い合わせください。
※感染拡大防止のため、インフルエンザの検査はしていません。インフルエンザの疑いのある方については、臨床診断での対応となります。

診療時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後5時	午前10時～正午 午後1時～4時 午後5時～9時
20日	保谷厚生病院 栄町1-17-18 ☎042-424-6640	さいとう小児科内科クリニック 下保谷4-2-21 ☎042-421-7201	休日診療所 中町1-1-5 ☎042-424-3331 ※歯科診療は行っていません。 ※受付時間は、各診療終了時間の30分前 [※]
21日	西東京中央総合病院 芝久保町2-4-19 ☎042-464-1511	池田クリニック 柳沢2-3-13 都営柳沢二丁目アパート110号 ☎042-465-3331	
28日	田無病院 緑町3-6-1 ☎042-461-2682	保谷内科呼吸器科クリニック 住吉町6-1-26 ☎042-458-7870	

歯科 受診の際は、お問い合わせのうえお出掛けください。

受付時間	午前10時～午後4時	
20日	なつデンタルクリニック 新町4-6-7 1階 ☎0422-50-0588	歯科吉岡医院 谷戸町3-26-2 ☎042-421-8141
21日	ウエダ歯科 柳沢2-3-13 105 ☎042-466-5454	神田歯科医院 緑町3-5-30 ☎042-466-3234
28日	松尾歯科医院 柳沢3-2-5 ☎042-461-8711	